

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(平成二十二年財務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第一条 この省令において「法人税関係特別措置」、「法人税申告書」、「事業年度」、「適用額」、「適用額明細書」又は「適用実態調査」とは、それぞれ租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第二号又は第四号から第八号までに規定する法人税関係特別措置、法人税申告書、事業年度、適用額、適用額明細書又は適用実態調査をいう。

(適用額)

第二条 法第二条第一項第六号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 百六十三 省略

(適用額明細書の記載事項等)

第三条 法第二条第一項第七号に規定する財務省令で定める事項は、同号の法人税申告書に係る次に掲げる事項とする。

一 その法人の名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。)

二 その法人の事業年度の開始の日及び終了の日

三 省略

四 その法人の事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額

五 その法人の事業年度の所得の金額又は法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額

六 その法人の事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置に關

(定義)

第一条 この省令において「法人税関係特別措置」、「法人税申告書」、「事業年度」、「連結事業年度」、「適用額」、「適用額明細書」又は「適用実態調査」とは、それぞれ租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第二号又は第四号から第九号までに規定する法人税関係特別措置、法人税申告書、事業年度、連結事業年度、適用額、適用額明細書又は適用実態調査をいう。

(適用額)

第二条 法第二条第一項第七号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 百六十三 同上

(適用額明細書の記載事項等)

第三条 法第二条第一項第八号に規定する財務省令で定める事項は、同号の法人税申告書に係る次に掲げる事項とする。

一 その法人(当該法人税申告書が法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合には、連結親法人。以下同じ。)の名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。)

二 その法人の事業年度又は連結事業年度の開始の日及び終了の日

三 同上

四 その法人の事業年度終了の時又は連結事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額

五 その法人の事業年度又は連結事業年度の所得の金額若しくは法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額又は連結所得の金額若しくは同条第十九号の二に規定する連結欠損金額

六 その法人の事業年度又は連結事業年度において適用を受ける法人税

する次に掲げる事項

イ・ロ 省略

2・3 省略

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。)第二条第二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一〇八 省略

2 令第二条第十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一〇七 省略

八 令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「四年旧効力措置法」という。)第六十八条の八の規定

九 四年旧効力措置法第六十八条の九、第六十八条の十、第六十八条の

十一(第五項を除く。)、第六十八条の十三(第四項を除く。)、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の四(第五項を除く。)、第六十八条の十五の五(第五項を除く。)、

第六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十

三、第六十八条の三十五、第六十八条の三十六、第六十八条の四十一(前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。)、及び第六十八条の四十一(第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。)

の規定

十 四年旧効力措置法第六十八条の四十三(第三項、第四項、第十一項

、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項を除く。)、第六十八条の四十六(第二項及び第三項を除く。)、第

六十八条の五十四(第二項から第四項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。)、第六十八条の五十四の二(第二項及び第三項を除

関係特別措置に関する次に掲げる事項

イ・ロ 同上

2・3 同上

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。)第二条第二号及び第十二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一〇八 同上

2 令第二条第二十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一〇七 同上

く。)、第六十八条の五十五(第六項から第九項まで及び第十五項から第十七項までを除く。)、第六十八条の五十六(第三項から第六項まで、第十三項及び第十五項を除く。)、第六十八条の五十七(第四項、第五項及び第八項から第十一項までを除く。)、第六十八条の五十七の二(第三項、第四項及び第七項から第十項までを除く。)、及び第六十八条の五十八(第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。)、の規定

十一 四年旧効力措置法第六十八条の六十一(第四項、第五項及び第十項から第十二項までを除く。)、及び第六十八条の六十二の規定

十二 四年旧効力措置法第六十八条の六十二の二第一項(同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。)、の規定

十三 四年旧効力措置法第六十八条の六十三の規定

十四 四年旧効力措置法第六十八条の六十三の二の規定

十五 四年旧効力措置法第六十八条の六十四(第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。)、及び第六十八条の六十五の規定

十六 四年旧効力措置法第六十八条の七十、第六十八条の七十一(第十項から第十三項までを除く。)、第六十八条の七十二から第六十八条の七十六の二まで、第六十八条の七十八(第四項及び第十二項を除く。)、第六十八条の七十九(第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。)、第六十八条の八十、第六十八条の八十一、第六十八條の八十四及び第六十八條の八十五の規定

十七 四年旧効力措置法第六十八条の九十四から第六十八条の九十六まで、第六十八条の九十八(第六項から第九項までを除く。)、第六十八條の九十九から第六十八條の百一まで、第六十八條の百二(第十二項を除く。)、第六十八條の百三及び第六十八條の百四の規定

#### (適用実態調査の実施に関する細目)

**第五条** 適用実態調査(法第四条第一項の規定に基づき行うものに限る。)

( )は、法人税関係特別措置ごとに、法第五条第一項第一号に規定する適用者数又は適用総額について、四月一日から翌年三月三十一日までの間に終了する事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより行うものとする。

2 前項の場合において、その集計は、当該法人税関係特別措置の適用を

#### (適用実態調査の実施に関する細目)

**第五条** 適用実態調査(法第四条第一項の規定に基づき行うものに限る。)

( )は、法人税関係特別措置ごとに、法第五条第一項第一号に規定する適用者数又は適用総額又は連結事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより行うものとする。

2 前項の場合において、その集計は、当該法人税関係特別措置の適用を

受けた法人の業種別、資本金の額若しくは出資金の額の階級別若しくは法人の所得の金額の階級別又はこれらを組み合わせた区分別に行うものとする。

---

受けた法人の業種別、資本金の額若しくは出資金の額の階級別若しくは法人の所得の金額若しくは連結所得の金額の階級別又はこれらを組み合わせた区分別に行うものとする。